

**改正**

平成22年3月15日条例第6号

平成29年3月10日条例第6号

平成30年3月14日条例第10号

川内村若者定住化促進対策条例

(目的)

**第1条** この条例は、人口の増加と若者の定住及び活力ある村の担い手を育成し、村勢の伸展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第2条** 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 本村に住所を有するもの（以下「住民」という。）に、配偶者を仲介し婚姻を成立させた場合、その仲人に対し報償金を支給する。
- (2) 本村に住所を有するものが婚姻をしたときには、結婚祝金を支給する。
- (3) 本村に永住の意志のあるものが新生児を出産したときには、出産祝金を支給する。
- (4) 川内村奨学資金の返還者で、川内村に住所を有し、奨学金の返還等に応じて奨学金返還支援金を支給する。

(仲人報償金)

**第3条** 前条第1号に定める仲人報償金は、婚姻成立一組に対し5万を支給する。

(結婚祝金)

**第4条** 第2条第2号に定める結婚祝金は、婚姻した夫婦に20万円を支給する。

- 2 国際結婚者は、渡航費用を含めて婚姻した夫婦に30万円を支給する。

(出産祝金)

**第5条** 第2条第3号に定める出産祝金は、第一子にあつては10万円、第二子にあつては20万円、第三子以降にあつては30万円を支給する。ただし、支給方法は村長が別に定める。

(奨学金返還支援金)

**第6条** 第2条第4号に定める奨学資金返還支援金は、前年度に川内村に住所を有し、奨学資金返還が完納し、前年度の年間収入額が別に定める基準を超えない者で、更に村民税等の滞納のないこと等を条件とし、住民期間の月数に応じた奨学資金返還金額を支援金として支給する。ただし、

一括返還時等は、別の要綱によりこれを処理する。

(支給の申請)

**第7条** この条例に基づく報償金及び祝金・支援金を受領しようとするものは、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

(支給の決定)

**第8条** 村長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請にかかる支給を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(支給の時期等)

**第9条** 村長は、第7条の申請があったときから2カ月以内に、前条の規定により、申請者に支給する。ただし、奨学返還支援金は、申請後村民税等の審査・確認後に給付する。

(譲渡又は担保の禁止)

**第10条** 報償金並びに祝金を受ける権利は、他に譲渡又は担保に供してはならない。

(報償金並びに祝金の返還)

**第11条** 村長は、偽りその他の不正行為により、報償金並びに祝金を受けたものがあるときは、支給した金額又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。